

議第190号 公の施設の指定管理者の指定について

1 趣旨

呉市立美術館の指定管理者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、あらかじめ呉市議会の議決を経て、指定しようとするものです。

2 公の施設の概要

施設名	呉市立美術館
施設所在地	呉市幸町入船山公園内
設置目的	美術に関する市民の知識及び教養の向上を図り、文化の発展に資するための施設として設置する。
設置年月日	昭和57年8月21日（別館平成5年4月9日）
設置条例	呉市立美術館条例
施設規模等	延べ面積 本館 2,790.86㎡ 別館 781.74㎡ 構造・階数 本館 鉄筋コンクリート造，地下1階地上2階建て 別館 鉄筋コンクリート造，地下1階地上1階建て 主要施設 本館 展示室（4室），講座室，資料室，収蔵庫 別館 ミニギャラリー，喫茶室，収蔵庫
利用状況	利用者数 平成28年度 52,585人 平成29年度 49,468人 平成30年度 45,043人
指定管理業務に係る主要な決算の状況	平成30年度 【呉市分】 歳入 0千円 歳出 76,515千円 指定管理料 76,515千円 【指定管理者分】 収入 89,453千円 支出 89,810千円 ※指定管理者の収支決算詳細については、別添「指定管理業務収支状況報告書」（参考資料1）を参照
指定管理実績	平成27年4月1日～令和2年3月31日 公益財団法人呉市文化振興財団

3 指定管理者の業務の範囲

- (1) 施設、設備等の維持及び管理に関する業務
- (2) 美術品等を収集し、保管し、又は展示して、市民の利用に供する業務
- (3) 美術に関する講演会、講習会、講座等の開催に関する業務
- (4) 美術に関する集会及び展示のための施設提供に関する業務

- (5) 美術品及び美術館資料に関する調査及び研究に関する業務
- (6) 入館及び施設の使用の許可に関する業務
- (7) 上記の業務に付随する業務

4 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

5 団体（候補者）の概要

団体名	公益財団法人呉市文化振興財団
団体所在地	呉市中央3丁目10番1号
代表者氏名	理事長 明神 博
設立年月日	昭和57年4月19日
設立目的	市民の文化活動の振興に関する事業を行い，市民文化の向上，発展に寄与することを目的とする。
事業概要	(1) 呉市文化ホールにおける芸術文化振興事業 (2) 呉市立美術館における芸術文化振興事業 (3) 施設利用者サービス事業 (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
基本財産	294,942千円
従業員数	25人
役員	評議員 脊戸 昭典 若本 祐昭 田中 宏二 奥 先 楓 小松 良三 寺本 有伸 森本 勝利 石崎 元成 理事長 明神 博 副理事長 賀谷 隆太郎 常務理事 吉川 精至郎 理事 黒瀬 基郎 小谷 眞喜子 香川 治子 神津 直 中野 正氣 壬生 千恵子 岩崎 誠 神垣 進 監事 中野 貴海 大上 功
決算	平成30年度 収入 287,979千円 支出 287,948千円

6 団体（候補者）から提出された事業計画書の概要

管理運営上の基本方針	美術・芸術に関する市民の知識及び教養の向上を図り，文化の発展並びに教育，学術研究に資することにより，地域振興に貢献することを目的として管理運営に当たる。
管理運営体	学芸員である館長1名の下に副館長1名を配置する。加えて，職員8名

制	(うち常勤の学芸員4名)を配置し、計10名で管理を行う。
施設の維持管理	<p>(1) 収蔵した美術作品や借用した展覧会出品作品を適正な状況で保管・管理をするため、空調設備等の大規模改修などの計画の策定を市と協議して進めていく。</p> <p>(2) 限られた予算の中で、「安全・快適」のために何を優先的にしなければならないかを常に考え施設の維持管理を実行していく。</p> <p>(3) 展示室や収蔵庫の温湿度を自記温湿度記録計等により計測して温湿度を適正に管理するとともに、IPM(総合的病害虫管理)を実施し、トラップや浮遊菌等を定期的に検査することにより、虫菌害への早期対応や未然防止をしていく。</p> <p>(4) 業務実施に当たっては、報告・連絡・相談を徹底し、職員間の情報共有や周到な準備とシミュレーションにより、複数の視点から業務の不備を点検し、トラブルやミス of 未然防止に努める。</p> <p>(5) 緊急時においては、災害等の情報収集を迅速に行い、状況を財団事務局及び市の所管課に伝え、把握した情報については、随時報告を行う。</p>
利用促進の取組	<p>(1) 多ジャンル・時代・地域にわたるバラエティーに富んだ優れた展覧会を開催し、市民の多様なニーズに応えるとともに来館者の増大を図る。</p> <p>(2) コレクション展の魅力を増進させるため、呉市立美術館の中核をなす所蔵作品を体系化してその特徴や魅力を把握し、「宝」として打ち出すことにより、美術館への興味・関心を高揚させるよう努める。</p>
自主事業その他サービス向上の取組	<p>(1) 一般の社会人を対象とした各種の講座を新たに開催し、美術文化の普及を図る。</p> <p>(2) 小・中・高等学校の図工・美術担当教員との意見交換等により、学校との連携を深め、各年代の興味関心・発達段階・教育的ニーズに適した教育普及事業を検討する。</p>
経費縮減の取組	<p>(1) 空調機器の点検業務等、外部委託により行うものについては、競争入札や複数年契約を行い、経費の削減に努める。</p> <p>(2) 美術館職員が自律的な経営を展開して行くという「経営マインド」を自覚し、効率的な管理運営体制の構築を目指す。</p>

7 団体(候補者)から提出された期間中の収支計画

別添「指定管理業務収支計画書」(参考資料2)のとおり

8 選定委員会による審査結果の概要

(1) 応募者

団体名	団体所在地	代表者氏名
公益財団法人呉市文化振興財団	呉市中央3丁目10番1号	理事長 明神 博

(2) 審査基準

非公募であったため、申請要項においてあらかじめ示したとおり、採点による審査を

行わず、各基準ごとにその適否を審査したものです。

審 査 基 準	判 定
<p>ア 事業計画書等の内容が、利用しようとする者の平等な利用が図られるものであること。</p> <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の平等な利用の確保 不当な利用制限項目 特定の者のみに有利な利用形態 	適・否
<p>イ 事業計画書等の内容が、施設の適切な維持及び管理が図られるものであること。</p> <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正に管理を行える体制（人員配置等） 適正かつ確実な維持管理 施設の設置目的や性格、関係する法令、条例等についての理解 収蔵品の適正な保守管理 苦情への対応や個人情報への取扱いに対する考え方 事故・災害等の緊急事態に対応可能な体制 	適・否
<p>ウ 事業計画書等の内容が、利用促進が図られるものであること（美術に関する市民の知識及び教養の向上、文化の発展に資するものであり、具体性・現実性があること。）。</p> <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の利用促進に係る具体的な取組 利用者数等の数値目標 利用者の要望（ニーズ）把握に係る具体的な取組 各施設の特徴を生かした斬新さや独自性のある提案 市の美術に関する市民の知識及び教養の向上、文化の発展を意識した事業 自主事業の内容と施設の設置目的の適合 	適・否
<p>エ 事業計画書及び収支予算書の内容が、適切かつ管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 収支計画書の規模・内容 適正な提案額 管理経費の縮減のための工夫 	適・否
<p>オ 施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。</p> <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営状況の安定 安定した管理を行える体制（有資格者の配置等） 	適・否
<p>カ その他施設の設置目的又は性格等に応じて別に定める基準</p> <p>【評価の視点】</p>	適・否

職員の雇用についての考え方 市又は教育委員会の施策との連携 地域住民への配慮	
総合判定	適・否 ※否は失格

(3) 審査結果

応募者	公益財団法人 呉市文化振興財団	【評価した点】 ・基本方針・行動計画が明確に示されている。 ・これまでの反省点に基づき、公立美術館としての役割を再認識し、新たな取組が提案されている。 ・コミュニケーションの重要性を強く認識しており、他機関との更なる連携が期待できる。
総合判定	適	
【内訳】		
審査基準ア	適	
審査基準イ	適	
審査基準ウ	適	
審査基準エ	適	
審査基準オ	適	
審査基準カ	適	

(4) 選定委員会委員名簿

	氏 名	所 属 等
委員長	岡崎 裕一	一般財団法人ひろぎん経済研究所常務理事
副委員長	朝倉 淳	安田女子大学教育学部教授
委員	岡本 隆寛	呉美術協会副会長
	山田 知子	比治山大学現代文化学部教授
	松本 美幸	松本美幸税理士事務所
	寺嶋 文秀	呉市産業部部長
	小山 成則	呉市文化スポーツ部副部長

9 選定の理由

(1) 非公募での選定理由

当該施設は、調査研究や学芸員の人材育成など、その業務の特殊性から、専門性・継続性が求められ、かつ、長期的展望に立った事業展開が必要となり、また、収蔵品の管理や教育普及事業の実施など公益性の高い安定的な管理運営が必要な施設であることから、市民の文化活動の振興に関する事業を行い、市民文化の向上、発展に寄与することを目的とする公益財団法人呉市文化振興財団が同法人の事業との連携を図りながら管理運営をすることが効果的であるため、非公募による選定手続を行うこととしたものです。

(2) 選定委員会での審査

公募により指定管理者の候補者選定を行う場合に準じて、民間の専門的な知識を有する者等を含む委員をもって組織する選定委員会により、指定管理者としての適否審査を行いました。

その結果、公益財団法人呉市文化振興財団が指定管理者として適当であると認められたため、当該団体を指定管理者の候補者として選定したものです。